

## 公卿議定制の類型とその性格

——坂本賞三・安原功両氏の批判にこたえて——

### 一 はじめに

かつて私は「公卿議定制から見る院政の成立<sup>①</sup>」という論文で、藤木邦彦・橋本義彦両氏ら先学の研究<sup>②</sup>を継承・発展すべく、公卿議定制についての類型分類を行い、それをもとに院政の成立についての私見を述べた。その類型について最初に簡単にまとめておくと、まず公卿議定を大きく内裏の近衛陣において行われる陣定とそれ以外の場での議定——内裏御前定・殿上定・院御所議定（御前定・殿上定）・殿下直慮定・殿下定——に分類したことに特徴がある。その分類の根拠は、前者では召集公卿の選定がなく現任公卿がすべて召される点、撰関の列席が見られない点、前官の出席が少なくとも白河・鳥羽院政期には見られない点などに特徴があるのに対し、後者においては召集公卿の選定、撰関の列席、前官

の出席が見られることにもとめられる。

さらに、以上の類型分析をもとに、公卿議定制全体の変遷を当該期の政治史との関連に留意しながら次のように述べた。まず撰関政治全盛期には、本来内裏殿上定などで行われる重要な問題についても陣定で審議される例が見られることから、陣定が公卿議定制の核に位置したと論じた。また当該期に撰関の陣定への支配権も強まり、事実上裁定権を掌握した。ところが、後三条親政以降、王権の拡大・強化のなかで、内裏御前定・殿上定の比重が高まり、当該期の國家の支配にとってもっとも重要な寺社騒乱・嗾訴という問題に際しては、陣定よりもそのような議定において対策が審議されることが多くなる。しかしこの時期、院御所議定ではいまだ家政の問題が審議事項の中心である。嘉承二（一一〇七）年に堀河天皇が亡くなり鳥羽天皇が即位すると、白河院主宰

美川 圭

の院御所議定において寺社騒乱・噉訴などの重要問題が審議されるにいたり、院御所議定は朝廷の最高審理機関となる。これをもって白河院政の確立とする。

以上のように分析することにより、摂関期と院政期（すくなくとも鳥羽院政期まで）の制度面での相違について、従来の研究より明快な理解にいたったと確信する。しかるに最近、安原功・坂本賞三氏が相次いで拙稿に対するきびしい批判を展開された。それ自体は公卿議定制研究が新たな段階に入ったことを示すものであり歓迎すべきではあるが、安原氏の批判には基本的な史料の解釈などについての誤認があり、坂本氏の批判には史料操作上の問題点がある。そのために制度史的側面において拙稿との間にあまりにかけ離れた解釈がなされている。公卿議定制研究は、単なる制度史研究に終わらせるべきではなく、それをひとつの手段として当該期の政治史研究・國家史研究に生かしていくべきであるというのが私の考えであるが、制度面での一定の共通の理解がなされることは必須であり、そのために本稿では制度史的な側面に限定して両氏の研究への反論を述べることにした<sup>④</sup>。

① 『史林』六九一四、一九八六年。

② 藤木邦彦「陣定について」（『東京大学教養学部人文科学科紀要』歴史と文化』V、一九六一年、最近『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、一九九一年に所収された）。橋本義彦「院評定制について」（『平安貴

族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年所収。

③ 安原功「皇御座定と御前定——堀河親政期の政治構造の一断面——」（『年報中世史研究』一四、一九八九年）。坂本賞三「御前定」の出現とその背景——院政への道程——」（『史学研究』一八六、一九九〇年）。安原氏は拙稿に対して「後三条天皇の御前定の全体像、更にはこの時期の公卿議定制全体の中で御前定の位置が不明確である。また、付言しておくならば、御前定・陣定の本質に対する認識が不足しているので、前述のような単純な対比に陥っている」と手厳しい。また坂本氏も「安原論文は、美川論文では平板な理解にとどまっていた公卿議定の諸形態の各性格を把握した上で構造的に理解しようとしており、政治史的解釈は別として、構造的な理解については基本的に私も賛成である」として安原氏を支持している。以下の両氏の説の引用においては、とくにことわらない限りこれらの論文を対象とする。

④ 以下の考察は、啟密には、大内内裏清涼殿と里内裏とを区別し、その時々々の里内裏の構造を検証しつつ進めるべきであるが、あまりに複雑になるばかりで、本稿の行論に限っていえば、その結論に変化をもたらしものではない。本稿では、里内裏の構造が、大内内裏清涼殿に準拠していることを確認して、（太田静六『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年）、大内内裏清涼殿を基本に考察を進めた。

## 二 安原氏のふたつの「御前定」説をめぐって

平安時代の公卿議定について、はやく御前定・殿上定・陣定に分類したのは藤木邦彦氏である。その指摘によれば、御前定とは天皇日常の居殿（はじめは仁寿殿であったが、のち十世紀後半の村上天皇の天徳ごろから清涼殿に移り、またときに弘徽殿、飛香

舎などに移動したこともある）における天皇の御前で、公卿が会し、緊急な大事を定めるものとされる。<sup>①</sup>従来、この指摘にたいして異論がとねられることはなく通説となっており、私も藤木説を基本に先の論文で論旨を展開した。ところが、最近になってふたつの御前定を主張する安原氏の論文が、拙稿に対する批判の形で発表された。

第一の御前定は、清涼殿の孫庇（広庇）もしくはこれに準じた場で、公卿が広く参加したもので、律令諸制・官僚制の観念的体現者としての天皇の御前の場での議定とする。第二の御前定は、一部の公卿のみが天皇の昼御座間に召されて行われるもので、康和三（一一〇一）年を初見とする堀河天皇のもとの議定であるという。安原氏は、それを「院<sub>1</sub>天皇権力」という中世王権の成り立ちゆえに生じざるをえなかった親政と院政の交差という天皇家の内部矛盾を反映したものとし、堀河天皇という天皇家の一人が行った少数秘密会議であるとす。そのうえで、その両者を混同していることにもわかるように、御前定・陣定の本質に対する認識が不足しているとして拙稿を批判するのである。

ここでまずはっきりさせておく必要があるのが、安原氏が「昼御座定」と命名した第二の御前定を、第一の御前定とまったく別なものと考えられるかどうかである。その鍵は、第一の御前定で

は公卿が清涼殿の孫庇（広庇）に留まるのに対し、第二の「昼御座定」では公卿が昼御座間に参入すると断じた史料の解釈にあると思う。次に安原氏が「昼御座定」であると判断した史料をすべて掲げてみよう。

A 戊剋許参内、内府并民部卿候<sub>1</sub>昼御座方、頃之御前出御、被<sub>1</sub>仰云、对馬守義親至<sub>1</sub>濫行、於<sub>1</sub>九国不<sub>1</sub>随<sub>1</sub>宰府於命、件事何様ニ可<sub>1</sub>行哉、内府并民部卿・余申云、申<sub>1</sub>可<sub>1</sub>有<sub>1</sub>定之由（『殿曆』康和三年七月三日条）

B 未時許於<sub>1</sub>殿上<sub>1</sub>有<sub>1</sub>議定、左大臣、右大臣、内大臣、已上直衣、不<sub>1</sub>及<sub>1</sub>広也、治部卿後、下官、左大弁俊基、東帯、頭弁重資朝臣（中略）以<sub>1</sub>頭弁<sub>1</sub>件趣被<sub>1</sub>奏、頃而三丞相有<sub>1</sub>召、被<sub>1</sub>参<sub>1</sub>昼御座方、皆被<sub>1</sub>候<sub>1</sub>広庇、於<sub>1</sub>御前<sub>1</sub>各有<sub>1</sub>重議、歎、人無得而知、又以<sub>1</sub>頭弁<sub>1</sub>被<sub>1</sub>申<sub>1</sub>院也（中略）今日僉議不<sub>1</sub>及<sub>1</sub>広、人々有<sub>1</sub>勅喚<sub>1</sub>限也、但民部卿、江中納言雖<sub>1</sub>有<sub>1</sub>其召、依<sub>1</sub>触<sub>1</sub>穢<sub>1</sub>不<sub>1</sub>被<sub>1</sub>出仕<sub>1</sub>也（『中右記』長治元年六月二十四日条）

C 今夕依<sub>1</sub>急事<sub>1</sub>有<sub>1</sub>陣定、（中略）右兵衛督書<sub>1</sub>定文<sub>1</sub>、則被<sub>1</sub>奏聞、而藏人大進為<sub>1</sub>降来云、左大臣、内大臣、民部卿可<sub>1</sub>参<sub>1</sub>御前、上御<sub>1</sub>昼御座、人々候<sub>1</sub>広庇、於<sub>1</sub>御前<sub>1</sub>重議定、及<sub>1</sub>晝更<sub>1</sub>事了（『中右記』長治元年十月二十六日条）

D 右内兩府・民部卿不<sub>1</sub>能<sub>1</sub>退出、歸<sub>1</sub>参<sub>1</sub>於<sub>1</sub>昼御座<sub>1</sub>忽<sub>1</sub>以<sub>1</sub>僉議

〔永昌記〕長治二年一月一日条

E 晩頭左大臣、内大臣、治部卿後、於<sub>レ</sub>昼御座方<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>定<sub>三</sub>申申

人訴、各以<sub>二</sub>証人<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>決<sub>三</sub>真偽<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>定申<sub>一</sub>歟、不<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>余

議不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、入<sub>レ</sub>夜退出〔中右記〕長治二年六月十五日条

F 申<sub>レ</sub>剋許参内、左府・内府等参会、於<sub>レ</sub>御前<sub>一</sub>有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、余

頃之退出、其後人々退出云々、大略範政被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>郎等<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>

使<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>歟〔殿曆〕長治二年六月十五日条

G 左大臣、内大臣、民部卿召<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>、八幡神人之事有<sub>レ</sub>定云

々〔中右記〕長治二年十一月二日条

安原氏は、Bの解釈について、殿上定のあと「大臣三人に召し

があり、御前（昼御座）定があった。この間公卿は広庇（孫庇）

に待機しており、御前（昼御座）定に関しては全く無関係な立場

に置かれている」と述べている。しかし、この史料を素直に解釈

するかぎり、殿上間での議定のあと大臣三人のみが天皇の御前

（昼御座方）に召され、その三人は皆広庇（孫庇）において天皇

の諮問にこたえたとしか読めない。召しのない大臣以外まで殿上

間から御前の広庇に移動し、大臣のみが天皇に近い東庇に参入し

たとする氏の解釈にはいかにも無理がある。

Cの解釈も、氏によると陣定のあと「六月二十四日と同様に召し

があり、左大臣俊房・内大臣雅実・大納言俊明等が昼御座で重ね

て御前（昼御前）定をおこなった。他の公卿は孫庇に移動して待

機していたが、夜が明けるころになってようやく議定が終わって

いる」とされているが、これもあまりに不自然な解釈である。こ

の史料も、陣座での議定のあと俊房・雅実・俊明の三人のみが昼

御座に座す天皇の御前に召され、Bと同様に広庇に控えて天皇の

勅問にこたえたと言わねばならぬであろう。Bの「皆」とCの「人々」

をともに召しのあった以外の公卿とした安原氏の解釈は到底成立

せず、双方とも召しのあった三人を指すと読むべきなのである。

B、C以外のA、D、E、F、Gは、いずれもそれ自体の解釈に

おいては召集された公卿の天皇御前での位置を正確には明示しえ

ない史料であるから、従来からの御前定から「昼御座定」を区別

するという安原説は、B、Cの解釈から成り立っていることは明

らかである。すなわち、御前定では広庇（孫庇）もしくはそれに

準じた場に公卿が召されるのに対し、「昼御座定」では召された

公卿が広庇より一段と天皇に近い「昼御座間」「東庇」に座して議

定を行うというのが安原説の基本と考えられるが、B、Cにおい

ても召された公卿が広庇（孫庇）に控えるという解釈が正しい以

上、安原氏の御前定二類型説は根本的に再検討をせまられる。

さらに公卿が広く参加したか否かというもう一つの区分につい

ても、後三条期の御前定ではつねに公卿が広く参加したことが証

明されなければ成り立ちえないから、安原氏が示した後三条親政期の御前定の史料を引用しながら再検討してみよう。

H 左右大臣、内大臣以下諸卿参<sub>レ</sub>仗座、次参<sub>レ</sub>上御前、被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>申造大極殿并御即位事（『本朝世紀』治暦四年五月十一日条）

I 関白及左大臣、内大臣以下諸卿参<sub>レ</sub>上御前、有<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定事（『本朝世紀』治暦四年五月十九日条）

J 除目、此日於<sub>レ</sub>御前有<sub>レ</sub>当梁之定（『水左記』延久元年一月二十六日条）

K 召使来催<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>定之由、午刻参<sub>レ</sub>右府、宮内卿被<sub>レ</sub>参会、右府同被<sub>レ</sub>参内、人々被<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>殿上之間、内府以下被<sub>レ</sub>参、頃之上午<sub>レ</sub>召被<sub>レ</sub>参候<sub>レ</sub>御前、次使頭中将被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>行幸日時并明年可有<sub>レ</sub>造営事、而當<sub>レ</sub>梁年令、有<sub>レ</sub>其忌<sub>レ</sub>否事於道平朝臣、其後右府内府被<sub>レ</sub>帰出<sub>レ</sub>殿上云、廿二月庚申可<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>幸朝所、廿八日可<sub>レ</sub>幸<sub>レ</sub>東三条<sub>レ</sub>者、仍群卿退出、今日之事奇恠尤甚、其故者、以<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>陣定<sub>レ</sub>上達部多以参会、而大臣三人被<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>御前、他人不<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>其議、縦雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申事、若参会者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>大略<sub>レ</sub>歟、歳末申日行幸雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其例、不快事歟（『帥記』治暦四年十二月二十日条）

L 大略□非<sub>レ</sub>広、只大臣許候<sub>レ</sub>御前、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>議定<sub>レ</sub>云□（『土右記』延久元年四月十七日条）

まずHからは、大極殿造営と即位に関する公卿議定が天皇御前で行われたこと、その議定は陣定のあとでさらに一部もしくはすべての公卿が御前に進んで行われた可能性が高いことが読み取れる。Iからは、天皇御前で公卿議定が行われたことがわかるだけで、その内容は不明である。Jは、梁年にあたるので造営事業に障りがないかが御前で審議されたことを示しており、その議定は御前での除目の際に行われた可能性を示唆している。さて、Kは一連の史料でもっとも多くの情報をあたえてくれる。前もって陣定開催を知らされた諸卿が参内すると、いかなる理由でか殿上間にとどめられて、左大臣・右大臣・内大臣の三人のみが御前に召されて議定が行われた。その議題は、行幸日時とこの直前に焼亡した二条内裏再建に関するもので、やはり梁年についての問題を含んでいるということであった。Lは、おそらく大内裏造営に関する議定が、御前に大臣のみを召して行われたことを示す。

以上見てきたところでは、H～Jの御前定の参加者は正確にはつかめないが、K・Lは明らかに大臣のみを召した少数の御前定であり、制度的にみてA～Gとの差異を主張することは困難である。御前定において召集公卿の選定がなされることからすればそれは当然であり、公卿の多少によって御前定を無理に二類型に分けることは制度的にみてほとんど不可能と断じえる。そのよう

な基本的事実を確認すれば、拙稿の問題点として氏が主張した点には次のような反論が可能となる。

まず第一の問題点として指摘されたのは、後三条天皇のもとでの御前定と同じ堀河天皇御前での公卿議定は、朝政に於ける天皇の主導権を飛躍的に高め、場合によっては白河院と堀河天皇の間にも亀裂を生じさせることがあったとする拙稿の立場である。氏はこれについて、「美川氏の挙げられる史料に関する限り、御前定の存在は、院と天皇の亀裂として提出された事件よりも時間的に後の時点である。後三条天皇の御前定が天皇の主導権を高めた故に、白河院との対立が生じたという根拠にはならない」とし、現実の政治史の視点が欠如しているとして批判する。しかし、拙稿の立場は後三条期と堀河期の御前定が質的に異なるという氏の説とは相いれないのだから、到底その批判はあたらさない。しかも拙稿が掲げた院と天皇の亀裂の事例のうち、康和四（一一〇二）年七月の伊勢神宮放火により相撲御覧の儀をどうするかという問題は、明らかにAの堀河天皇御前での議定（康和三年七月三日）の後であり、私には氏の批判の根拠がまったく理解できない。

次の、後三条期と堀河期の御前定を同じとする立場への疑問は、すでにこれまでの論証で水解決したはずである。さらに、拙稿で参照した『愚管抄』『続古事談』の国司と興福寺の相論、興福寺南

円堂修造をめぐる国司重任問題が「御前定」で審議されている記事、説話史料であるとしてしりぞけ、拙稿がこの史料を史料学的検討抜きに利用したため、後三条天皇の御前定の全体像、さらにはこの時期の公卿議定構造全体の中での御前定の位置が不明確となったとする。しかし、これらの記事が同じ事件についてのより確実な史料によって訂正されるのならともかく、氏のように他の事件についての説話・軍記物・歴史書が記録（日記）によって訂正される事例を援用し、それらの「一般的な」史料の価値に疑問を呈してみても、この記事が否定される根拠にはけっしてなりえない。逆に説話・物語・歴史書の記述が記録（日記）によって裏付けられる場合はいくらかも存在するし、状況によっては記録の記事に誤りがある場合も否定できないのである。時によって、記録などには表れない本当の歴史を描き出していることがあることは、『愚管抄』などに触れたことがあるならば、容易にわかることである。史料の信頼性の検討は個別になされるべきであり、氏の検証によっても『愚管抄』『続古事談』の御前定記事を直接訂正する根拠に到達できなかった以上、これらを史料として利用することは正当な学問的態度であり、それを自説にふさわしくないと切り捨てる方法には賛同できない。

以上、安原氏の拙稿に対する批判については、ほぼ有効な反論

を行い得たと確信する。

① 藤本前掲論文。なお安原・坂本両氏が、もっぱら拙稿ばかりを批判し、拙稿の前提となる藤本説を批判していないのには首を傾げざるを得ない。

② 前掲拙稿。

### 三 坂本氏のふたつの「御前定」説をめぐって

安原氏の議定論が、律令制から中世への変化を御前定から「昼御座定」への転換にむすびつけるという以上の全体像を提示していないのに対し、坂本賞三氏の議定論は道長・頼通期から後三条期、そして堀河死後の白河院政期という政治史的転換との関係を次のように述べている。

撰関最盛期といえる道長・頼通期には、公的場における議定として内裏焼亡などの国家大事の際に開かれる殿上定と一般事についての陣定が存在した。いずれも全公卿が召集されて選定はなく、とくに前者の殿上定には天皇が臨席したのでその側面からみれば「御前定」であった。一方で、天皇は道長や頼通など一人にしか諮問できぬ「一人諮問」とよべる原則があり、さらに撰関のブレイン会議としての性格を有する殿下直慮定、殿下定があった。後三条以降では、寺社叡訴問題が「国家大事」とされ殿上定で議題とされた以外は、公的場における議定に大きな変化はない。

一方で、安原氏が述べた「昼御座定」に相当すると思われる御前定が、天皇のブレイン会議として理解されている。

堀河死後の白河院政期には、寺社叡訴などの難問題に天皇・撰関が苦しんだ末、それらの「国家大事」が白河院の担当となったため、それらの議題はかならず院の臨席のもとで行われる院殿上定で扱われるようになる。陣定で常祀・小事などの一般事が審議される点は一貫して変わらない。

ここでも、公的な場である殿上間における御前定と、ブレイン会議の性格をもつ「昼御座定」というふたつの「御前定」説の成否が、坂本氏の議定論全体の重要な鍵をにぎっていることがわかる。まず、殿上定には本当に天皇が臨席する「御前定」としての性格も有しているのかどうかという点をはっきりさせておこう。

坂本氏が、第一に殿上定への天皇の臨席の事例としているのは、伊勢神宮の遷宮を行っているとき、内裏の造営をも行う余裕があるか否かを審議した寛治八（一〇九四）年十月三十日の公卿議定について『中右記』に「於<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>有<sub>二</sub>公卿定<sub>一</sub>」と記されているのに対し、『百鍊抄』には同じ議定について「諸卿於<sub>二</sub>御前定申<sub>一</sub>」とされていることによる。氏は双方の史料を整合的に理解するために「殿上定」「御前定」と考えたわけであるが、管見の限り『百鍊抄』にくらべてはるかに詳細な『中右記』の記事中に天皇臨席

の証拠がまったくない事実を無視することはできないと思う。史料解釈の原則からして、鎌倉後期に諸記録の記事をもとに編纂された『百鍊抄』よりも、同時代史料である『中右記』を優先すべきことはいうまでもない。

第二は、やはり内裏造営に関して前の事例の直前、十月二十六日に開かれた議定についての『中右記』の記事を堀河天皇臨席の事例とするが、そこには「於<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>有<sub>二</sub>此定<sub>一</sub>、関白殿直衣<sub>表</sub>、御<sub>三</sub>坐席<sub>二</sub>倚子前<sub>一</sub>、大殿御座御殿南庇」とあり、関白師通が「殿上倚子」の前に座していたことはわかるが、その倚子に天皇が座していたとは書かれていないのである。このときの議定についての『中右記』の記事をすべて読んで、殿上間に天皇が出御していた形跡はまったく窺えない。この記事から殿上定への天皇臨席を読みとる坂本氏は、「御倚子」には当然堀河天皇が座していると考えておられるのであろうか。

第三は、『禁秘抄』の「内裏焼亡之後必有殿上定、凡殿上定主上着<sub>三</sub>御殿上倚子<sub>二</sub>、御直衣也、寛治評定如此」という記事である。坂本氏は、この『禁秘抄』の記事を原則と考え、このような殿上定に天皇が出御する慣行に基づき、寛治の評定も行われたとする。しかし過去の記録類に基づいて儀式書が編纂される原則から考えれば、『中右記』の記事との関係がもう少し考慮されてもよい。

うに思われる。堀河死後の白河院政確立以降は、殿上定はほとんど行われなくなってしまうので、鎌倉前期の『禁秘抄』編纂時に参考にするべき慣行が十分伝わっていたかどうか疑問なのである。

さらに、『禁秘抄』に「寛治評定如此」と記されていることは、その著者である順徳天皇が寛治年間の内裏もしくは里内裏の焼亡のときの公卿議定に関する記録を参照して、記事を作成したことは確実である。そして、記録に残っている限りでは、寛治年間の内裏・里内裏の焼亡は寛治八年十月二十四日の堀河殿のみであるから、<sup>①</sup>『禁秘抄』編纂の際に『中右記』十月二十六日、三十日条を参照していた可能性はかなり高い。もちろん逆に、その記事のみに基づいて書かれたとする証拠はないわけだが、『中右記』の「関白直衣、御坐御倚子前」の部分を「御倚子」に「直衣」を着た天皇が「御坐」していると誤読した可能性もあると思う。少なくともここまではいえることは、後世の編纂史料である『百鍊抄』と『禁秘抄』の記事と同時代史料の『中右記』の記事が矛盾している以上、前者の史料を原則として殿上定への天皇臨席を主張することは無理があるということである。

天皇臨席のもと殿上間で議定が行われた確実な例が見いだせないのに対し、先に引用したBの『中右記』長治元年六月二十四日条は殿上間に出御なく議定が行われている確実な例である。すな

わち殿上定の後、大臣のみが「昼御座方」に召され天皇御前の広庇に候して議定を行ったのであるから、殿上定に天皇が出御していた可能性はない。坂本氏もこの事例を殿上定への天皇不出御例としていたが、氏がそれを単なる例外としてかたづけられている点には納得できない。この事例を例外とするためには、殿上定への天皇臨席の確実な事例が相当程度示されていることが前提となるべきだからである。

ところが、殿上定に天皇が臨席していない確実な例は、坂本氏が認めているものにとどまらない。延暦寺大衆による圍城寺攻撃事件に際してひらかれた永保元（一〇八一）年六月十七日の殿上定について、『師記』には議定終了後「使頭弁被<sub>レ</sub>奏<sub>三</sub>達定申旨、次殿下依<sub>レ</sub>召参<sub>三</sub>御前<sub>二</sub>給、有<sub>レ</sub>頃更出<sub>三</sub>殿上<sub>二</sub>、宣云、可<sub>レ</sub>遣<sub>三</sub>史者、次依<sub>三</sub>御気色<sub>二</sub>各退出」とある。それによると、議定の内容が頭弁源師賢を通じて白河天皇に奏聞されたのち、関白師実が天皇御前に召されて、事件の事情を聴取する使者として検非違使ではなく史を遣わすという最終決定がなされている。ところが、「更出<sub>三</sub>殿上<sub>二</sub>、宣云」とあるように、御前から殿上にもどってきた師実が、その結果を殿上に控えていた公卿たちに報告したことが記されているのであり、殿上定に天皇が臨席していないことは確実である。殿上定への天皇出御例が後世の編纂による儀式書の『禁秘抄』のみ

である以上、同時代の記録に見られる殿上定への天皇不出御の例は、坂本氏のように例外的な事例なのではなく、むしろ殿上定には天皇は臨席しないという原則を裏付ける事例ととらえるほうがはるかに自然であり、説得力があると考ええる。

ここまでの検討により、『禁秘抄』のみをもって、殿上定には天皇が臨席するという一般的原则・慣行を引き出すことはかなりむずかしいと考える。殿上定への天皇非臨席の事例を量的に凌駕するだけの天皇出御の確実な事例が、同時代の記録類の中に発見されたときはじめて、それらは例外と断じえるのであり、そのような検証が行われていない以上坂本氏の拙稿に対する批判は説得力をもちえない。さらに安原氏が「陣定<sub>二</sub>仗議<sub>一</sub>・殿上定<sub>二</sub>・殿下直慮定<sub>一</sub>が、それぞれ陣座<sub>二</sub>仗座<sub>一</sub>・清涼殿の殿上<sub>二</sub>撰関の直慮<sub>一</sub>という固定した場による概念であるのに対して、「御前」とは天皇に対する位置関係を示しているのであって、特定の場（空間）を示す概念ではない」とし、坂本氏が「議定が行われている場所で區別しているのは「陣」と「殿上」であるのに対し、「御前」において行われるというのは「陣」や「殿上」と別次元のものである。だから同じ公卿議定が、御前定とされたり殿上定とされたりするのは当然である」とする見解については、本稿の坂本説検討により根本的に再考をせまられる。つまり坂本説とは逆に、殿上定には

原則として天皇は出御しない可能性が高まったのであるから、御前定とは清涼殿の昼御座前での議定におおむね限定され、「御前」も「殿上」や「陣」と同次元の空間概念である可能性が遙かに高まったのである。<sup>②</sup>

① 橋本義彦「里内裏沿革考」(平安貴族)平凡社、一九八六年所収) 一七九頁。

② 坂本氏は、院殿上定に院が臨席している事例として、『中右記』天永三年十月九日条を指摘し、「そこで白河院が随時発問したり決裁したりしている」とする。氏は同日条に「仰云」という記載が多く見られることから、そのように解釈されたと思われるが、院殿上とは別の場所に座す法皇の仰を申次人が伝えていたとも解せる。しかも、当日法皇は物忌であったため、物忌ではない職事の代わりに、物忌の大納言宗通を通じて定文が奏聞されたとき、それについて「外口(宿カ)人猶不可參御前之故也」と記されている。この文意は正確に解しにくい、物忌のため宗通以外の人物が法皇御前へ参上することは許されなかったのではないだろうか。物忌に籠っている法皇が、院殿上に出御することはほとんど考えにくく、この記事を院殿上への法皇臨席の事例とする氏の解釈が成立する可能性は少ないとすべきであろう。前掲拙稿で、院殿上定において参任者選定が存在する事例として、『中右記』元永元年五月二十二日条を指摘している。

#### 四 殿上定の基本的性格について

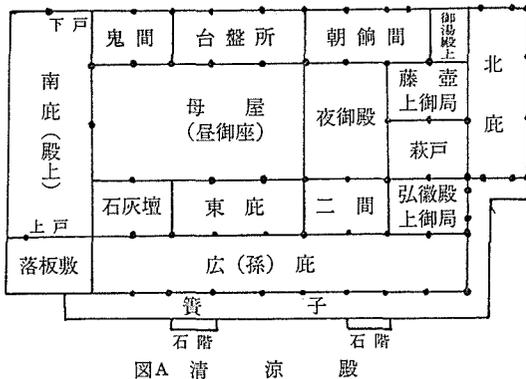
殿上間の殿上椅子に天皇が座して殿上定が行われるという『禁秘抄』の記述は、坂本説の礎となっているのであるから、その間

題にさらに肉薄するために、「殿上間」そのものの性格を考え、さらに殿上間に置かれている「殿上椅子」の使用方法について考察して見る必要がある。それによって、殿上定の基本的な性格も、より明瞭になると確信するからである。

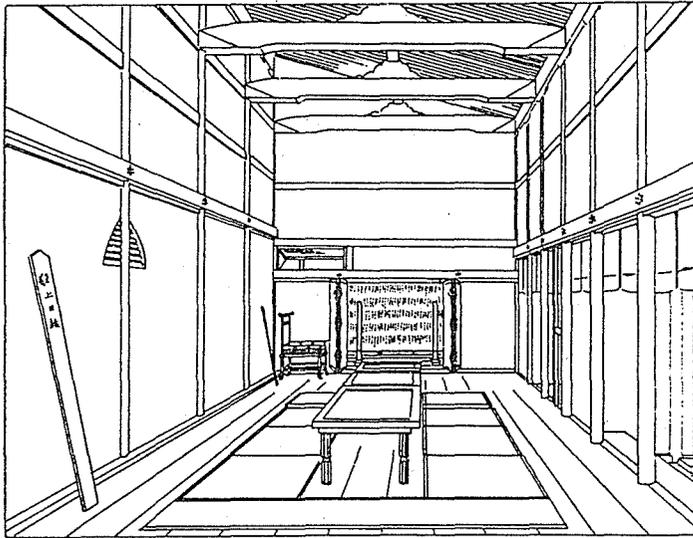
清涼殿の殿上間の基本的な性格は、清涼殿における公卿以下侍臣の控間である。基本的な構造を見るために、代表的な儀式書である『西宮記』の記事を引用する。

清涼殿侍所  
殿上事  
件所有三四間、南  
(東)第一間壁下  
立御椅子(南面、同  
第三間立王卿大  
盤(四尺、第四間立  
侍臣大盤(五尺二脚  
其盤西方戸北腋  
置三日記韓櫃、其  
頭立三日給(給)簡  
(以下略)<sup>①</sup>

図Aとして『大内裏



図Bの視線の方向



図B 殿上間（西から東を見たもの）・島田武彦氏作成

図考証』が掲載する「清涼殿全図」にもとづく簡略図ならびに、空間的な理解のために、図Bとして島田武彦氏の作成された近世復古清涼殿の殿上間の図も転載させていただいたので、それらも参

照願したい。これらによると、殿上間は清涼殿の南庇に、東西に長い四間からなり、もっとも東の一間には石灰壇（東庇の最南）との境の壁下に沿って南に面する形で殿上椅子が置かれている。一間をおいて東から三間、四間に公卿・殿上人のための大盤（台盤）が設置され、下手西方、下戸の腋に殿上日記を収納したと思われる日記韓櫃、そのそばに殿上人の出仕を管理する日給簡が置かれるのである。

撰関家の侍所について詳細に検討した元木泰雄氏によれば、大盤、櫃、日給簡という清涼殿の殿上と共通している備品のうち、大盤が侍所の饗所という一面を物語るのに対し、櫃と日給簡は職員の名称、任免、出欠をすべて把握した、いわば主従関係の維持統制の中枢と言うべき性格を有していたという。撰関家侍所との備品の共通性から殿上間を考えれば、殿上淵酔において大盤が果たす役割や、日給簡の存在は、撰関家の侍所の性格、すなわち饗所の側面と天皇と殿上人との主従関係の維持、統制の中枢としての性格を示しているといっただろう。

つぎに、撰関家の侍所には存在しない殿上椅子の性格が問題となるが、まずそれがどのような場面で使用されるのかを検討してみよう。ここでは、『江家次第』に次のような記事がある元日の小朝拝での殿上椅子の役割に注目する。

次御装束、垂<sub>二</sub>母屋御簾、暫撤<sub>一</sub>昼御座、敷<sub>二</sub>三色綾毯代<sub>一</sub>、四角置<sub>二</sub>簀子<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>殿上倚子<sub>一</sub>、幼主時御倚子前置<sub>二</sub>永足<sub>一</sub>、或説、御倚子立<sub>二</sub>於階階間云々、皇太子參上時、立<sub>二</sub>御帳中<sub>一</sub>。

これによると、小朝拝の際には昼御座は撤去されて、天皇は四隅を鎮子でおさえられた三色綾毯代の上に据えられた殿上倚子に着することが基本である。また『北山抄』には「皇太子不<sub>二</sub>參上<sub>一</sub>時、東廂立<sub>二</sub>御倚子<sub>一</sub>」「若有<sub>二</sub>太子拜觀事<sub>一</sub>者、更不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>奏<sub>一</sub>事由、太子拜舞退出後、即<sub>二</sub>主卿曰<sub>一</sub>下參進、又立<sub>二</sub>御倚子於御帳内<sub>一</sub>」とあり、皇太子による天皇への拝礼がない場合には倚子は東庇に据えられ、拝礼があるときは母屋の帳内の劍聖案・几帳・中敷などが撤されて、そこに倚子が据えられたと考えられている<sup>④</sup>。さらに『建武年中行事』に「御殿の母屋の御簾をたれて、殿上の御いしを廂の御座のまにたつ、かもん祭<sub>二</sub>たんだい<sub>一</sub>をしく、六位の蔵人二人これをかか<sub>二</sub>せ給<sub>一</sub>ふ」とあるように、殿上倚子は殿上間から六位蔵人によつて清涼殿の東庇に運ばれて、掃部寮によつて敷かれた三色綾毯代の上に設置されるというのである。

小朝拝とは、殿上の王卿以下六位以上が清涼殿東庭に列立し、清涼殿に出御した天皇に対して拝舞を行い、退出するぎわめて簡単な儀式である。この場合、皇太子が孫庇で拝舞をする時には母

屋に据えられ、それが無い時は東庇に置かれる殿上倚子とは、天皇が清涼殿東庭の臣下を「見る」という行為、東庭に列ぶ臣下が天皇に「見られる」という行為にもっともふさわしい備品として使用されているのである<sup>⑤</sup>。このように、殿上倚子とは、殿上間で使用されるのではなく、天皇が東庭を見る行為のなかで使われるのである。以上の考察によつて、殿上間において殿上倚子に天皇が出御すると仮定した際の不自然さは解消される。それでは殿上倚子は、単に殿上間に収納されていただけなのであろうか。換言すれば、殿上倚子にとつて殿上間は収納庫にすぎなかつたのであろうか。

ここで注目したいのは、小朝拝の成立の意義についての古瀬奈津子氏の見解である<sup>⑥</sup>。氏によると、朝堂院において文武百官が参列して行われる朝賀が、律令国家の官僚機構を象徴する儀式であるのに対し、小朝拝とはいわば天皇と私的関係にある政治機構を象徴する儀式であり、本質的に異なつた性格をもつという。宇多朝以前には、あくまで公的儀式としては朝賀が行われ、小朝拝が行われたとしてもそれは天皇の私的行事であつたと考えられ、宇多朝を境にして昇殿制が公的な性格を備えるようになるとともに、小朝拝も公的な儀式として表面化する。平安後期になると朝賀儀はまったくおこなわれなくなるが、その背景には朝賀儀の基盤と

なっていた律令制の官僚機構がしだいに衰退し、小朝拜の基盤となっていた殿上人に代表される天皇と私的関係にある政治機構が、官僚機構より優勢になってきたことがあるという。殿上椅子とはそのような性格をもつ小朝拜において重要な役割をはたすのであるから、天皇と殿上人との私的関係を象徴的に示す備品と考えてよいだろう。つまり、毎年の年頭における天皇と殿上人との主従関係の確認を示す儀式と見てよい小朝拜で天皇が座していた殿上椅子を、殿上間で無人のまま目にするとき、天皇との主従関係をかえって強く意識すると考えて間違いない。そのような殿上椅子は、それほど広いとはいえない殿上間に天皇が出御するよりは、はるかに優れた演出効果を伴っていたと想像できるのでないだろうか。

以上の考察から、殿上間とそこに置かれている殿上椅子の基本的性格が、いずれも天皇と殿上人との主従関係の維持・確認にあつたとするならば、坂本氏のように殿上定を陣定と同様の公的議定として一括してしまう見解には大いに疑問があることになる。小朝拜がそうであったように、歴史的経過の中で公的な性格をある程度帯びていたとしても、殿上定の基本的性格は天皇と公卿との私的な関係、換言すれば主従関係を基底としていると考えた方がよいのではないだろうか。そのことは、以前述べたように公卿

の召集方式に端的に表れているのである。すなわち、陣定は上卿が主宰し外記に命じて諸卿を召集する形式をほとんど崩さなかったのに対し、内裏殿上定や御前定は天皇が藏人に命じて公卿を召すのであり、前者が太政官の議政官会議の性格を維持し、後者はそれを払拭したいわば天皇直属会議といった性格を有していると思われる。<sup>⑦</sup>

さらに殿上定についての坂本氏との見解の相違は、公卿の選定の有無についてである。坂本氏は殿上定に選定がなかった証拠をまったく示されないかわりに、選定の事例として、『中右記』嘉保元（一〇九四）年十月二十六日条を掲げながら、それをほんらいのあり方と異なる例外として処理するだけである。しかし、選定の事例はそれにとどまらない。Bの史料に見られるように、長治元（一一〇四）年六月二十四日の殿上定は「今日僉議不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>広人々有<sub>二</sub>勅喚<sub>一</sub>限也、但民部卿、江中納言雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其召<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>触穢<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>也」とされており、召集公卿に選定があつたこと、選定された公卿のうち大納言兼民部卿の源俊明と権中納言大江匡房が触穢で出仕できなかったことがはっきりと記されている。俊明と匡房についての部分を読めば、選定を示す記事が殿上定のあとの御前定を指しているのではないことは一目瞭然であろう。これらの事例を氏のように例外として読むよりも、本来のあり方を示す

ものと見るほうがはるかに自然な史料解釈であるから、殿上定では公卿の選定が存在し、その点で全現任公卿が召される陣定とは選定の性格が異なるとする拙稿の立場を変更させる必要はない。

殿上定における選定の事実は、本来太政官の議政官会議構成員である現任公卿から天皇の意志によって選定されたメンバーによる会議が開かれたことを意味しており、それは既述の天皇直属会議としての殿上定の基本的性格にふさわしいと考えられる。

④ 『西宮記』巻一九（史籍集覧本巻三〇）。なお同書には「清涼殿殿上侍臣座」の記述が巻一七（史籍集覧本巻一六）にあり、両者の内容は細部に異なるも基本的に同一であり、元木泰雄氏によって「侍所とは清涼殿の殿上の別称に他ならない」とされる（平安後期の侍所について——撰関家を中心に——『史林』六四—四、一九八一年）。「清涼殿殿上侍臣座」での日記韓櫃や日給簡についての記述は「西北小戸下置」日記櫃、其南方立「日給簡」とあり、それらの位置の記述は「清涼殿侍所」の記事の方がわかりやすい。

⑤ 島田武彦『近世復古清涼殿の研究』思文閣出版、一九八七年）一六七頁。なお、近世復古清涼殿とは、寛政二（一七九〇）年に造営され、安政元（一八五四）年炎上後翌年もとどろ再建され現在に至っている。その構造は、真松圃禪の『大内裏図考証』にもとづいて、平安期の古制を忠実に再現したものとされており、参考に耐えうると考えられる。

⑥ 元木前掲論文。

⑦ 島田前掲書七二頁。

⑧ 同様に東庭を天皇が「見る」儀式に殿上椅子が使われている例とし

て、石清水臨時祭の時に天皇が東庭での舞人の舞を見る試乗の儀があるが、『兵衛記』仁安三（一一六八）年十二月十四日条には次のように記されている。

藏人奉仕試乗御装束、東弘庇第三間、敷二色綾袷代、四角置<sub>三</sub>銀子、其中央立<sub>二</sub>殿上御椅子、東篋子二間以南、敷菅円座、為<sub>二</sub>殿下已下納言座<sub>一</sub>（中略）西列主上出御御直衣、無<sub>二</sub>袷角<sub>一</sub>、頭中将供御挿鞋、着<sub>二</sub>御々椅子<sub>一</sub>。

ここでは、天皇が東庇の外側の東広（孫）庇に握えられた殿上椅子に座している点、公卿が篋子の菅円座に座して東庭を「見る」側にまわっている点などが相違するが、ここでも殿上椅子は殿上間から運ばれて使用されている点は、小朝拜とかわらない。

⑥ 古瀬奈津子「平安時代の『儀式』と天皇」『歴史学研究』五六〇、一九八六年。

⑦ 前掲拙稿。

## 五 坂本氏の「一人諮問」説について

坂本氏の「一人諮問」とは、頼通が関白であった時期以前には、公的議定のときを除いて、天皇は関白・内覧以外の公卿に諮問ができなかったことを示す概念である。ところが、撰関家（頼通）の意向によって、それが後三条以降は数人の公卿を天皇の昼御座に召して行<sub>二</sub>うブレーション会議に代わるとする。坂本氏によると、「一人諮問」とは基経が関白になった時以来の、関白という地位の制度的裏付けと位置づけられている<sup>①</sup>。この「一人諮問」という独自の概念は、当該期に天皇は関白・内覧以外の公卿に諮問が不可能

であったという意味ではなく、「公的議定を除く」ときに認められるだけに、公的議定の範囲をどこまでとするかによって大きな影響を受ける点に第一の問題点がある。換言すれば、「一人諮問」の時期にも、天皇は殿上定や陣定において公卿に諮問を行い、その意見を聞くことができるという事実が前提とされていることに注意を要する。

すなわち、今まで述べてきたように、道長・頼通期にも行われている内裏殿上定（坂本氏はこれを殿上御前定と呼ぶが、それが認められないことも既述のとおり）と御前定とを、前者が公的議定、後者がブレーション会議と断ずる根拠はほとんどない。殿上定の性格を追求すれば、その基本的な部分に天皇と公卿との私的、あるいは主従制的な関係が存在し、公的な性格は後から付随していったことがはっきりしてきたのである。また、安原氏の論説に対する批判の中で明らかにしていったように、昼御座の天皇の前で行われる議定には数人の公卿が召されることもあれば、叙位・除目の際に行われる場合のようにかなりの数の公卿が召される場合もあり、その間に明確な一線を引くことは困難である。それらの人数の多少は、天皇による参仕者選定という共通の性格から生じてきたものと考えるべきである。

しかるにどういふわけか坂本氏の論説では、安原氏の場合は考

慮されていた叙位・除目の際などに昼御座前で行われる議定については全く無視されて、議論が進められている。まさか叙位・除目が殿上間で行われるなどと考えておられることはないだろうから、この点は大きな問題である。坂本氏の論法からすれば、第一に公的な議定として取り上げねばならないこれらの議定を、位置づけることができないところにも、坂本説の問題点は明らかである。

第二には、坂本氏が「一人諮問」の根拠とされる史料の操作、解釈についての問題点である。氏が一人諮問の証拠として挙げている史料は、円融期（九六九～九八四）、藤原道長が内覧であった時期（九九五～一〇一五）、頼通が関白であった時期（一〇一九～一〇六八）に限られている。そこで、氏が根拠とする史料の性格を、円融期のものから正確に究明していくことから始める。

氏は『小右記』において、天皇が公卿に諮問した事例としては、関白藤原頼忠に対するものが圧倒的に多いことをもって、「一人諮問」の時期とする<sup>②</sup>。しかし、天皇と関白とが相談して政務を決定していくことが多いのは、天皇の政務補佐のための「内覧」という特権が、天皇への奏宣事項はすべてその指示のもとに行うべしとする内容を持ち、それを関白が有している以上当然である<sup>③</sup>。

天皇に奏上する文書を、天皇が見る前に「内覧」するということ

は、天皇が関白に相談して執政する必要があることを示している。すなわち、「一人諮問」説が成り立つには、天皇が関白に諮問する例が多いというだけでは駄目なのであって、天皇が関白以外の公卿に諮問することが禁止されていることの証明が必要なのである。ところが、天皇が左大臣源雅信に諮問している例が、氏自身によって指摘されている。これについて氏は、関白頼忠の了解のもとでの諮問と解せるから、関白頼忠の一人諮問であることを否定するものではないと主張する。関白の了解があれば容認され、その了解がなければ諮問は認められないとするのである。実際、関白以外に諮問が行われている事例を、このように例外とするのはかなり苦しい解釈と思われるが、ここではさらに道長執政期の検討に進む。

道長が内覧であった時期に、道長以外の公卿が天皇の諮問をうけることができなかったとする坂本説は、すべて三条天皇が「密々」「内々」に藤原実資への諮問を行った事例から立論されている。すなわち、実資への諮問が「内々」「密々」とあるのは、「一人諮問」の例外だからであり、それゆえに「一人諮問」という制度が存在するという論法である。ここでは、三条天皇と道長の関係が、即位当時から大変悪かったというよく知られた事実注目し、天皇の実資への諮問との関係に迫ってみよう。まず、寛弘八

(一〇一一)年九月二日、天皇の「密々」の命によって、実資が五日の坊官除目の日が悪いと「密々」に奏上したのは、五日を主張していた道長の意向に反するものであり、後日実資の意見により除目の延期が決定されると天皇は喜びの色を隠していない。また、『小右記』寛弘九年四月十六日条には、天皇が実資を味方と考えており、そのような人物と雑事を相談したとしても何の問題があろうかと述べているが、そのような発言は「左大臣為<sub>レ</sub>我無礼尤甚、此一兩日寢食不例」といった、天皇の道長に対するあからさまな反感と結びついている。さらに、道長がいったん東三条殿に下がっていた女の中宮妍子の参内儀を重ねたため、天皇寵愛の姫子立后儀に三人しか公卿が参仕しなかったという有名な事件の直後、天皇はしかるべき時には実資と雑事を相談したいが、このことは「外漏」してほしくないと述べている。

以上のように、三条天皇が実資に諮問するという行為は、道長に対する対抗、さらにいえば権力闘争の意図を含んでいるわけだが、そのことは実資が天皇に雑事を申したいと奏上したというのは事実かどうかを度々天皇に問いただし、天皇がその事実を否定しているという『小右記』長和三(一〇一四)年六月二十七日条の記事にも如実に表れている。実資に対する天皇の諮問が「密々」であったり「外漏」を憚ったりするのは、明らかに道長との対立

という問題をはらんでいるからである。逆にいえば、道長の了解をえていけば諮問も容認されると考えられる。ここでも、円融天皇の時代と同様に関白や内覧の了解さえあれば、諮問は認められるという事実を忘れてはならないが、同時に、天皇が関白や内覧と対立したとき、かれらの了承をえずに諮問を行おうとする動きも、三条天皇と道長との事例から見逃してはなるまい。すなわちここで問題となっているのは、「一人諮問」違反ではなく、内覧道長の了承をえない諮問なのである。

頼通が関白であった時代においても、天皇が実資に諮問を行った例が散見するが、それらの諮問例を「一人諮問」の例外としりぞける氏の論法は変わらない。しかし、三条天皇と道長の時期との明らかな相違は、伊勢祭主の決定について、後朱雀天皇が藏人頭資房を右大臣実資邸に派遣して諮問した際に、資房は頼通の命もあわせてうけている長暦三（一〇三九）年十二月九日の例<sup>⑧</sup>や、後朱雀天皇による伊勢外宮倒壊についての諮問の際、資房は頼通邸を経由して実資のもとに赴いていることから、頼通の了承をえていた可能性が強い翌長暦四年八月二十四日の例が存在することである。しかも双方の事例ともに、実資は「内々」「密々」に奏上するようにと使者の資房に述べているが、頼通の命もうけるの諮問であるから、その意味を三条天皇のときのように内覧・

関白に内密にしてほしいとは解すことができない。長暦四年九月十四日に内裏焼亡についての諮問をうけた際に、実資は「以<sub>レ</sub>此由<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>奏、老耆之身不<sub>ニ</sub>参候、在三里第蒙<sub>レ</sub>此命、尤有<sub>レ</sub>恐々々、即参内密奏<sub>三</sub>此旨<sub>一</sub>」と資房に述べており、ここでの「密奏」とは高齡ゆえに参内をせず、在宅のまま諮問を許されたという特別扱いを憚<sub>レ</sub>つての発言であると理解できるのである。すなわち、この時期の実資に対する諮問は、「一人諮問」という規制を犯したためではなく、内裏へ出仕しての諮問ではないがゆえに、「密々」「内々」とされていると考えるべきであろう<sup>⑩</sup>。

もし仮に坂本氏のいうような「一人諮問」という制度が存在したとすれば、三条天皇の例を見るまでもなく、天皇の自由な政治的活動を制限するものであり、天皇の政治的封じ込めを意味する。逆に、それは関白・内覧にとって政治的に圧倒的に有利な制度となる。坂本氏はこの制度を基経が関白に就任して以来のものとするが、そうであるならば、九世紀後半以来のこの特権を撰関家が維持しようと尽力したはずである。ところが、後三条が即位すると頼通は、子息師実に関白の子備訓練をさせるため、容易にこの特権を放棄すると坂本氏は説明する。姻戚関係のない天皇の即位という重大な時期に、撰関家にとってもっとも重要な特権をこれほど簡単に放棄するとしたら、それは政治家として考えられない

失策である。このような決定的失策を老練な頼通が犯したと考えるのは、ほとんど不可能であり、この点からも坂本氏の「一人諮問」説は、到底成立する余地がないと断じえる。繰り返すが、天皇による臣下への諮問の多くが関白や内覧の了承のもとに行われているのは、その「内覧」という権限に由来するためであり、天皇と関白・内覧との相談が多いのもそのような「内覧」の権限から説明がつくのである。

- ① 坂本賞三「一人諮問の由来」(『神戸学院大学人文学部紀要』一、一九九〇年)。なお坂本氏のいう「ブレイン会議」とは、その議定への参任者が本主に天皇の「ブレイン」であるかどうかという考証がなく、その用語の用法が不明確である。
- ② 坂本「一人諮問の由来」。
- ③ 山本信吉「平安中期の内覧について」(坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九七二年)。
- ④ 『小右記』天元五年二月二十五日条、三月四日条、三月五日条。
- ⑤ 三条天皇と道長の関係については、土田直鎮『日本の歴史 五 王朝の貴族』(中央公論社、一九六五年) 元木泰雄『三条朝の藤原道長』(『古代の日本と東アジア』小学館、一九九一年所収) 参照。
- ⑥ 『小右記』寛弘八年九月一日条、二日条、四日条。
- ⑦ 『小右記』寛弘九年四月二十八日条。
- ⑧ 『春記』長曆三年十二月九日条。
- ⑨ 『春記』長曆四年八月二十三日条、二十四日条。
- ⑩ 『春記』長曆四年九月十四日条。
- ⑪ 『小右記』万寿四年七月十一日条によると、後一条天皇が右大臣実

資に対して笠原牧使殺害犯逃亡事件関係の諮問を行っている。この諮問も関白頼通の了承済みであるが、「内々」とも「密々」とも記されていない。この関白以外への諮問以外の何物でもない事例を坂本氏は引用して(一人諮問の由来)、既述の円融天皇による左大臣源雅信への諮問例を例外と判断する根拠とするが、その意図は理解しかねる。

⑫ 坂本「御前定」と出現とその背景——院政への道程——

## 六 おわりに

最初に記した拙稿の立場への安原・坂本両氏の批判に対し、以上述べてきたような反論によって、前掲拙稿の基本的部分についての再確認を行うことができた。また、その反論を通じて、次のような点がより明確になったのは、収穫であったと思う。

- ① 内裏御前定では、召された公卿が清涼殿の広庇(孫庇)に控えて、議定が行われる。
- ② 殿上定には原則として天皇は出御しないから、「殿上御前定」とは呼ぶことができない。
- ③ 御前定の「御前」とは清涼殿の昼御座前を示すから、殿上定の「殿上」と同次元の空間概念を示す。
- ④ 歴史的経過の中で公的な性格を帯びていく殿上定であるが、基本的性格は天皇と公卿との私的関係(主従関係)を基底としている。

⑤ 坂本氏のいう「一人諮問」という制度は存在せず、天皇が関白に諮問・相談することが多いのは、「内覧」の特権に基づいている。

本稿では、考察を公卿議定の制度的側面に限定せざるをえなかったが、坂本氏の主導する王朝国家論の立場に対して、新たな院政論、中世国家論を構築しようとする側からどのような形で接点を求めていくかは重要な問題である。①② ①のためには、公卿議定のような朝廷内の制度史研究のみならず、寺社権門や在地勢力との関係について考察を進めることが必要となる。とくに、公卿議定制研究を通じての撰関政治と院政の相違に見られるような政治形態や政権主導者による時代区分とは別に、国家の政策や国家支配

体制による前期・後期王朝国家の区分を主張する坂本氏の立場<sup>②</sup>に対しては、両者が密接に関係して切り離すことができないことに論及していかなくてはならない。ここでは、そのような研究についての別稿を約束し、本稿の考察はこれまでにしたい。

① 拙稿「院政における政治構造」(『日本史研究』三〇七、一九八八年)において、すでにそのような基本的認識を明らかにしている。

② 坂本「王朝国家論とは何か」(『争点日本の歴史』三、古代編Ⅱ、新人物往来社、一九九一年)。

(付記) 本稿は、一九九〇年度文部省科学研究費補助金(奨励研究(特別研究員)題目「院政の政治制度とその運用」)による研究成果の一部である。

(京都大学研修員)